

埋立処分場の維持管理計画

苫小牧市廃棄物埋立処分場

当該処分場の維持管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条の3の規定による「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める命令」（基準省令）及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（ダイオキシン類に関する基準省令）に基づき行わなくてはならない。

1 モニタリング項目

「基準省令」及び「ダイオキシン類に関する基準省令」におけるモニタリングに関する基準を表1-1～1-3に示す。

表1-1 基準省令における維持管理基準

項目	内容
1. 水質検査	最終処分場の周縁の2ヶ所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備により採取した水の水質検査を次により行うこと。 ①埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ②埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ③埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 ④電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。
2. 水質悪化原因の調査と対策の実施	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

表 2-2 基準省令における廃止基準

項目	内容
1. 地下水等の水質検査	地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められた場合においてはこの限りではない。 ①現に地下水等が基準に適合していないこと。 ②検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。
2. 保有水等の水質検査	保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等の全ての項目について、適合していると認められること。 ・排水基準等 6月に1回以上 ・BOD、COD、SS、PH 3月に1回以上
3. ガスの発生	埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
4. 埋立地内部の温度	埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。

表 2-3 ダイオキシン類に関する基準省令における維持管理基準

項目	内容
1. 水質検査	浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響を判断することができる2以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次のように行わなければならない。 ①埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定・記録すること。 ②埋立処分開始後、1年に1回以上濃度を測定・記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合はこの限りではない。 ③基準省令の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかにダイオキシン類の濃度を測定・記録すること。その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
2. 汚染原因の調査と対策の実施	ダイオキシン類に係わる水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

2. 維持管理基準

表 2-1 で示した内容以外の維持管理基準を表 2-4 に示す。

表 2-4 基準省令における維持管理基準（表 2-1 以外）

項目	内容	対策
1. 廃棄物飛散の防止	埋立地の外に一般廃棄物が飛散・流出しないよう必要な措置を講ずること。	埋立地の堰堤周りに飛散防止のフェンス H=3.0m を設置する。底面、法面に遮水シートを敷設し、廃棄物の流出を防止する。
2. 悪臭発生の防止	埋立地の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。	埋立物の性状に応じ、適宜覆土を行うとともに、併せて消臭剤等の散布を考慮する。
3. 火災発生の防止	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	埋立物の性状により、適宜覆土を行う。防火水槽を設置する。
4. 衛生害虫獣発生の防止	ねずみが生息し、蚊・はえその他の害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	粗族（カラス、ネズミ等）・昆虫等の害虫等により、周辺的生活環境に支障を及ぼさぬよう適宜、覆土や薬剤散布等を行う。
5. 立ち入りの防止	みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	柏原廃棄物最終処分場（既設埋立地含む。）の出入口は、門扉と立ち入り防止フェンスが設置されている。
6. 立札の状態	立札等は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、書き換えること。	入口に立札を設置する。また、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換える。
7. 擁壁等の点検	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがある場合には、防止措置を講ずること。	日常巡回で目視点検を行い、年 1 回の水準測量で沈下を計測して、異常があれば、速やかに補修する。
8. 遮水工の保護	廃棄物の荷重等により、遮水工が損傷するおそれがある場合には、埋め立てる前に遮水工の表面を砂等で覆うこと。	遮水工が損傷する恐れがある場合には、保護土で覆い、遮水シートを保護する。

9. 遮水工の点検	遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下するおそれがある場合には、必要な措置を講ずること。	地上に表れている部分は、定期的に目視で点検して、遮光マットの劣化、破損の有無を確認するとともに、異常があれば補修する。
10. 雨水の浸入防止	埋立地に雨水が入らないよう必要な措置を講ずること。	埋立地外へ横断勾配をとる。また、遮水シート尚定を 20cm 上げて、雨水の浸入を防止する。
11. 浸出水調整池の点検	浸出水調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがある場合は、防止措置を講ずること。	浸出水調整池は、コンクリートで築造して損傷が起こらない構造とする。夏季等の降雨が無い時期に、槽内の堆砂等の排出を行い、併せて、目視点検を実施して、異常があれば補修を行う。
12. 雨水集排水設備の土砂の除去	雨水集排水設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等を速やかに除去すること。	管理道路及び既設処分場からの雨水が流入しないように遮水固定工の天端を 20cm 上げて雨水の流入を防止する構造としていることから、雨水側溝を設置していないので該当しない。
13. 埋立ガスの排除	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	準好気性構造を維持するとともに、法面ガス抜き管、豎形ガス抜き管を設置し、埋立層内の発生ガスを速やかに排出する構造とする。
14. 最終覆土の実施	埋立処分が終了した埋立地は、厚さ 50cm 以上の覆土を行うこと。	最終覆土を 50cm 行う。
15. 覆いの損壊防止	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	定期的に最終覆土の確認を行い、沈下や縦堀等の損傷が発見された場合には、速やかに補修し、最終覆土を補修する。
16. 維持管理記録の作成・保存	埋め立てられた廃棄物の種類、数量並びに維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、処分場の廃止までの間、保存すること。	一般廃棄物の種類別に、計量機による重量等を計測して、記録し保管する。維持管理の点検や検査記録簿を作成して、保管する。

3. 維持管理結果の記録

維持管理において記録すべき項目を表 2-5 に示す。

表 2-5 維持管理記録項目

項目	内容
1. 廃棄物の種類・量	①埋め立てた一般廃棄物の各月毎の種類および数量
2. 擁壁等	①点検を行った年月日およびその結果 ②点検の結果、損壊するおそれがある場合に、措置を講じた年月日および措置の内容
3. 遮水工	①点検を行った年月日およびその結果 ②点検の結果、遮水効果が低下するおそれがある場合に、措置を講じた年月日および措置の内容
4. 水質検査	①地下水、浸出水を採取した場所 ②地下水、浸出水を採取した年月日 ③地下水、浸出水の水質検査の結果の得られた年月日 ④地下水の水質検査の結果（排水基準の全項目 1 回／年） ⑤浸出水の水質検査の結果（排水基準の全項目 1 回／年、BOD、COD、SS、PH は、1 回／2 ケ月）
5. 水質悪化原因の調査と対策	①措置を講じた年月日 ②措置の内容
6. 浸出水調整設備	①点検を行った年月日およびその結果 ②点検の結果、損壊するおそれがある場合に、措置を講じた年月日および措置の内容

※廃棄物処理法施行規則第 5 条の 6 の 2 より

4. 廃止基準

表 2-2 で示した内容以外の廃止基準を表 2-6 に示す。

表 2-6 基準省令における廃止基準（表 2-2 以外）

項目	内容
1. 構造基準の適合	廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。
2. 悪臭発生の防止	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
3. 火災発生の防止	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
4. 衛生害虫獣発生の防止	ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
5. 最終覆土の実施	おおむね 50cm 以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。
6. 覆いの状態	雨水が入らず、腐敗せずに保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
7. 生活環境保全上の支障	現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。